

静岡産業大学学生海外短期研修奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、本学の授業科目として単位認定を行う海外短期研修に参加する者に対して、海外短期研修奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を行い、海外短期研修を奨励することを目的とする。

(資 格)

第2条 奨励金の給付を受けることができる者は、海外短期研修に参加する学生（科目等履修生は除く。）とする。

(給付額)

第3条 奨励金の給付額は次のとおりとし、海外短期研修先の国・地域（ただし外務省の分類に基づく）により決定する。

- (1) 大洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカに位置する国・地域 5万円
- (2) アジアに位置する国・地域 2万円

(参加手続)

第4条 海外短期研修に参加する者は、研修に出発する2週間前までに保護者同意書（様式第1号）及び緊急治療承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

(申 請)

第5条 海外短期研修を修了し、奨励金の給付を受けようとする者は、研修から帰国後2週間以内に学生海外短期研修奨励金給付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項により提出された海外短期研修奨励金給付申請書については、担当教員が確認のうえ、所見の記載を行うものとする。

(決 定)

第6条 奨励金の給付は、海外短期研修奨励金給付申請書により教務委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(庶 務)

第7条 海外短期研修奨励金給付に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課において行う。

2 海外短期研修の渡航について必要な手続等が発生した場合は、当該学部大学事務局国際課において行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。